

# 千葉県報

定例  
平成20年8月29日

## 主 要 目 次

○ 教育委員会規則	一
○ 総合スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則	一
○ 公安委員会規則	一
○ 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	四
○ 告示	四
○ 国定公園の公園事業の決定	五
○ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書の提出及び縦覧	五
○ 都市計画用途地域の変更(二件)	五
○ 国土調査の指定	五
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可(二件)	六
○ 公告	六
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧	六
○ 都市計画用途地域の関係図書の縦覧(二件)	六
○ 都市計画高度地区の関係図書の縦覧	六
○ 都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	七
○ 都市計画高度地区の関係図書の縦覧	七
○ 特定調達公告	七
○ 入札公告(三件)	七

## 教 育 委 員 会 規 則

総合スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年八月二十九日

### 千葉県教育委員会委員長 伊藤 潔

#### 千葉県教育委員会規則第十四号

総合スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則  
総合スポーツセンター管理規則(平成十一年千葉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 千葉県総合スポーツセンター管理規則

第一条中「総合スポーツセンター」を「千葉県総合スポーツセンター」の管理等に関する

る条例(平成二十年千葉県条例第二十七号。以下「条例」という。)第四条及び第十条の規定により、千葉県総合スポーツセンター(一)に改め、「及び千葉県総合スポーツセンター東総運動場」を削る。

第十一条中「所長が」を「教育委員会が別に」に改め、同条を第十四条とする。

第十条前段中「使用者」を「利用者」に、「滅失し」を「損傷し」に、「所長」を「教育長」に改め、同条後段中「滅失し」を「損傷し」に、「所長」を「教育長」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「所長は、使用者」を「指定管理者は、利用者」に、「第三条第一項」を「第五条第一項、第九条第一項又は第十条第一項」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第一号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第二号中「第三条第四項」を「第五条第五項及び第九条第三項(第十条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第十二条とする。

第八条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第一号中「使用を」を「利用を」に、「使用しない」を「利用しない」に改め、同条第二号中「センター」の下に「の施設又は器具」を加え、同条第三号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第五号中「所長」を「指定管理者」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の見出し中「使用許可等」を「利用等の許可」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五条の規定にかかわらず、運動施設内において売店施設を利用し、仮設の売店を設置し、又は販売員により移動して物品を販売しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

第七条第二項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、第一項」に、「教育委員会教育長」を「教育長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、千葉県総合スポーツセンター売店施設利用等許可申請書(別記第二号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可には、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。  
第七条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

#### (園地等の利用の許可)

第十条 園地等(運動施設以外の施設をいう。以下この項において同じ。)において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

二 業として写真又は映画を撮影すること。

三 興行を行うこと。

四 競技会、展示会その他これらに類する催しのため園地等の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、千葉県総合スポーツセンター園地等利用許可申請書（別記第三号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の許可について準用する。

第六条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「施設」を「運動施設」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用する」を「利用する」に改め、同項第一号中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同項第二号中「使用券」を「利用券」に、「施設」を「運動施設」に改め、同条第二項中「使用する」を「利用する」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「回数使用料金」を「回数利用料金」に改め、「（別記第四号様式）」を削り、「使用券」を「利用券」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とする。

第四条の見出しを「（利用券及び超過利用券）」に改め、同条第一項中「施設」を「運動施設」に、「使用券（別記第二号様式）」を「利用券」に改め、同条第二項中「使用券に」を「利用券に」に、「使用時間」を「利用時間」に、「施設」を「運動施設」に改め、「及び水泳場」を削り、「超過使用券（別記第三号様式）」を「超過利用券」に、「使用券の」を「利用券の」に改め、同条第三項中「使用券又は超過使用券」を「利用券又は超過利用券」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「施設」を「運動施設」に、「所長」を「指定管理者」に改め、同条第二項本文中「使用開始の三日前までに専用使用許可申請書」を「利用開始の日の二月前の日の属する月の初日から利用開始の日の三日前（スポーツ科学センターのトレーニングルーム（以下「トレーニングルーム」という。）にあつては、一月前）までに、千葉県総合スポーツセンター専用使用許可申請書」に、「所長」を「指定管理者」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項を第五項とし、同条第三項中「所長」を「指定管理者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間以外であっても同項の申請書を受け付けることができる。

第三条を第五条とし、第二条第一項第四号中「センターの長（以下「所長」という。）」を「指定管理者」に、「認めた」を「認めて、教育委員会の承認を受けて定め」に改め、同条第二項中「所長が」を「指定管理者は、」に改め、「場合は、」の下に「教育委員会の承認を受けて」を加え、「ある」を「できる」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（指定管理者の指定の告示）

第二条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（利用時間）

第三条 次の各号に掲げる運動施設を利用できる時間は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 陸上競技場、第二陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー・ラグビー場及び弓道場 午前九時から午後五時まで

二 スポーツ科学センター、体育館、武道館及び宿泊研修所（宿泊施設を除く。） 午前九時から午後九時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を受けて利用時間を変更することができる。  
別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

別 記

第一号様式 (第五条第二項)

千葉県総合スポーツセンター専用使用許可申請書

年 月 日

千葉県総合スポーツセンター指定管理者 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
申請者  
Ⓜ

千葉県総合スポーツセンター管理規則第5条第1項の規定により、千葉県総合スポーツセンターの運動施設(器具)の専用使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する運動施設			
使用目的			
使用者区分			
使用者に係る団体等の人員	人		
使用日時	年 月 日	時 分	分から 分まで
使用する器具等の品名	品名	数量	
	使用場所		
利用料の額	円		
連絡先	住所氏名 電話番号		
備考			

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第二号様式 (第九条第二項)

千葉県総合スポーツセンター売店施設利用等許可申請書

年 月 日

千葉県総合スポーツセンター指定管理者 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
申請者  
Ⓜ

千葉県総合スポーツセンター管理規則第9条第1項の規定により、運動施設内における売店施設の利用等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	1 売店施設の利用	2 仮設の売店の設置	3 販売員による移動販売
物品の販売をしようとする運動施設			
利用等の目的	箇所(人)		
利用等の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
売店利用料の額	円		
備考			

注  
1 「申請区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
2 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第三号様式 (第十条第二項)

千葉県総合スポーツセンター園地等利用許可申請書

年 月 日

千葉県総合スポーツセンター指定管理者 様

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
及び代表者氏名

千葉県総合スポーツセンター管理規則第10条第1項の規定により、園地等の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	1 物品の販売、募金その他これらに類する行為 2 業としての写真撮影 3 業としての映画撮影 4 興行 5 競技会、展示会その他これらに類する催し
利用する場所	(別添図面のとおり)
利用目的	
利用面積	㎡ 利用人数 人
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
園地等利用料の額	円
備考	

注

- 1 「申請区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

別記第四号様式及び第五号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の総合スポーツセンター管理規則(以下「改正前の規則」という。)第三条又は第七条の規定によりセンターの長(以下「所長」という。)がした許可又は所長に対してなされた申請は、施行日以後においては、改正後の千葉県総合スポーツセンター管理規則(以下「改正後の規則」という。)第五条又は第九条の規定により指定管理者がした許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

- 3 施行日前に改正前の規則第五条の規定により回数券の交付を受けている場合において、当該回数券に係る利用券の交付が施行日以後に行われるときは、当該回数券は改正後の規則第七条の規定により指定管理者から交付を受けたものとみなす。

- 4 施行日前に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、前分の間、所要の調整をして使用することができる。  
(準備行為)

- 5 改正後の規則第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、施行日前におこなうものとする。

公安委員会規則

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 29 日

千葉県公安委員会委員長 高 橋 節 子

千葉県公安委員会規則第 11 号

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察の組織に関する規則(平成 6 年千葉県公安委員会規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 取調べの適正化のための監督に関すること。

第 5 1 条の 2 の見出しを「(公安委員会補佐室及び取調べ監督準備室)」に改め、同条第 1 項中「公安委員会補佐室」の次に「及び取調べ監督準備室」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 取調べ監督準備室は、第 4 条第 6 号に掲げる事務を処理する。

第 6 9 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(取調べ監督準備室長)

**第69条の3** 取調へ監督準備室に、取調へ監督準備室長を置く。  
 2 取調へ監督準備室長は、上司の命を受け、取調へ監督準備室の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。  
(千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部改正)
- 2 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則(昭和51年千葉県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

「公安委員会補佐室長」

第3条の表職の欄中「公安委員会補佐室長」を  
取調へ監督準備室長」に改める。

**告**

**示**

**千葉県告示第六百五十六号**

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第七条第四項の規定により、南房総国定公園に関する公園事業を次のとおり決定した。  
 その関係図書は、千葉県環境生活部自然保護課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

事業の名称	事業の種類	事業の位置(起・終点)	決定年月日
鯛ノ浦線	道路(歩道)	起点 鴨川市(小湊・国定公園境界) 終点 鴨川市(妙の浦小弁天島)	平成二十年八月十四日

**千葉県告示第六百五十七号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の二の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。  
 その申請書及び関係書類は、千葉県環境生活部廃棄物指導課並びに北総県民センター香取事務所及び海匠事務所並びに銚子市産業環境部生活環境課及び銚子市役所豊里出張所並びに旭市環境課並びに香取郡東庄町町民課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

一 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

株式会社エコアップ 千葉市中央区富士見二丁目二番八号マルエイ第八ビル 代表取締役 市原昭美

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
 香取郡東庄町小南字一番割二、二六五番一、二、二六五番二、二、二六七番二の一部、二、二八一番、二、二八二番一及び二、二八四番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の  
 産業廃棄物の最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類

五 申請年月日  
 平成二十年七月十八日

**千葉県告示第六百五十八号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市原都市計画用途地域を次のとおり変更した。  
 平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 都市計画の種類及び名称  
 市原都市計画用途地域
- 二 都市計画を定める土地の区域  
 市原市平田字忠臣台及び字八石の全部の区域並びに根田字宮ノ下及び字三ノ内並びに五井字連合、字相久及び字五座目の各一部の区域

**千葉県告示第六百五十九号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画用途地域を次のとおり変更した。  
 平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 都市計画の種類及び名称  
 八千代都市計画用途地域
- 二 都市計画を定める土地の区域  
 八千代市大和田新田字石亀台及び字仲木戸前、吉橋字石神並びに村上字下市場台北側の各一部の区域

**千葉県告示第六百六十号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。  
平成二十年八月二十九日

指定年月日	平成二十年八月二十九日	調査の種類	地籍調査	調査を行う者の名称	富津市	調査地域	富津市富津の一部の区域	調査期間	平成二十年八月二十九日から平成二十一年三月三十一日まで
-------	-------------	-------	------	-----------	-----	------	-------------	------	-----------------------------

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第六百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、木更津市請西千束台土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

一 組合の名称

木更津市請西千束台土地区画整理組合

二 事務所の所在地

木更津市真舟五丁目五番二号

三 設立認可の年月日

平成四年一月二十四日

四 変更認可の年月日

平成二十年八月二十九日

千葉県告示第六百六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、四街道市成台中土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

一 組合の名称

四街道市成台中土地区画整理組合

二 事務所の所在地

四街道市成山一五番地一

三 設立認可の年月日  
平成八年六月十一日

四 変更の内容

事務所  
事務所所在地  
変更前 四街道市成山一五番地一  
変更後 四街道市成山七四番地一  
変更認可の年月日  
平成二十年八月二十九日

五

公 告

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年八月二十九日市原市の決定に係る市原都市計画地区計画五井駅前東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第九十九号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十年千葉県告示第六百五十八号に係る市原都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第九十九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十年千葉県告示第六百五十九号に係る八千代都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第九十九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十年八月二十九日市原市の変更に係る市原都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第九十九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂 本 睦 子

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

平成二十年八月二十九日市原市の変更に係る市原都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂 本 睦 子

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十年八月二十九日八千代市の変更に係る八千代都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

千葉県知事 堂 本 睦 子

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTOに基づいて政府調達に関する強迫の運用を怠らざるべし。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年8月29日

千葉県知事 堂 本 睦 子

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 新人事情報管理システム開発・維持管理業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等(入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「業務提案書」という。)をいう。以下同じ。)を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予定価格 252,339,948円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。

(5) 次に掲げる法人の人事関係システム(特定のコンピュータに依存しないオープンなプラットフォームによる人事関係業務に関するシステムをいう。以下同じ。)の開発の業務を受託した実績を有していること。

ア 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人イ アに掲げるもののほか、人事関係システムの対象となる人数が10,000人以上である法人

3 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒260-8667 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部総務課人事制度室 電話043(223)2082

(2) 入札説明書の交付期間 平成20年9月1日(月)から5日(金)までの午前9時から午後5時まで

(3) 入札書等の受領期限 平成20年10月8日(水)午後5時

(4) 開札の日時及び場所 平成20年10月9日(木)午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室

4 落札者の決定方法 この公告に示した委託契約を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったものうち、総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

5 落札者決定基準

(1) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点
入札書	入札価格に関する事項	100点
	基本的事項	20点
	システム機能要件	120点
	システム非機能要件	60点
	開発要件	35点
	移行要件及び教育要件	20点
業務提案書	運用要件及び保守要件	30点
	成果物	5点
	開発実績	5点
	開発及び維持管理の費用	5点

(2) 審査項目の評価方法

ア 入札書の評価(入札価格点)は、入札金額が最も低いものを満点とし最低入札価格と入札価格の割合に基づき点数とする(小数第3位を四捨五入)。

イ 業務提案書の評価(加点審査点)は、詳細審査項目ごとに各配点内において絶対評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。

ウ 評価値は、入札価格点と加点審査点を合計した点数とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書等を入札書等の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

エ 提出期限 平成20年9月10日(水)午後5時

イ 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書等、その他入札に関する条件に違反した入札書等は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of Personnel Information Management System
- (2) Contract period: From the date of contract to 31 March, 2014
- (3) Time limit of application for tendering: 5:00 P.M., 10 September, 2008
- (4) Time limit of tender: 5:00 P.M., 8 October, 2008
- (5) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2082

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年8月29日

千葉県水道局栗山浄水場長 塚本 誠

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び予定数量 水道用粉末活性炭 165,000kg
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 松戸市下矢切1,425番地 千葉県水道局矢切取水場
- (5) 入札方法 入札金額は、単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、物品において、Aの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止を受けている日が含まれないこと。

3 入札書の提出場所等



<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先                  〒2771-0097 松戸市栗山198番地 千葉県水道局栗山浄水場総務課 電話047(363)4195</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間 平成20年8月29日から9月29日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 入札説明会の日時 入札説明会は実施しない。</p> <p>(4) 入札書の受領期限 平成20年10月8日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成20年10月9日午後2時 千葉県水道局栗山浄水場旧管理棟3階</p> <p>4 その他</p>	<p>165,000 kg</p> <p>(2) Time limit of tender:5:00 P.M., 8 October, 2008</p> <p>(3) Contact point for the notice:General Affairs Division, Kuriyama Water Purification Plant, Chiba Prefectural Waterworks Bureau, 198 Kuriyama, Matsudo-shi, Chiba Prefecture, 271-0097 Japan TEL 047-363-4195</p> <p>入札公告                  次のとおり一般競争入札に付する。                  平成20年8月29日</p> <p>千葉県水道局柏井浄水場長 萩野 秀</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 柏井浄水場電気設備点検業務委託</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成20年10月14日から平成21年3月18日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉市花見川区柏井町430番地 千葉県水道局柏井浄水場</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間に於いて、千葉県水道局栗山浄水場長から(4)により提出した申請書等に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p>	<p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止を受けている日が含まれないこと。</p>
<p>ア 提出期限 平成20年9月29日午後5時</p> <p>イ 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 1部</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県水道局栗山浄水場長が判断した入札者であって、千葉県水道局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号)第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p>	<p>(5) 過去10年以内に、上下水道又は工業用水道の施設に係る特高受変電設備及び配電設備の点検業務契約を元請けとして締結し、履行した実績を有する者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先                  〒262-0041 千葉市花見川区柏井町430番地 千葉県水道局柏井浄水場総務課 電話043(259)5531</p>

平成20年8月29日(金曜日)

<p>(2) 入札説明書の交付期間 平成20年8月29日から9月24日まで(千葉県の日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 入札説明会の日時 入札説明会は実施しない。</p> <p>(4) 入札書の受領期限 平成20年10月8日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成20年10月10日午後1時30分 千葉県水道局柏井浄水場会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県水道局柏井浄水場から(4)により提出した申請書等に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>ア 提出期限 平成20年9月24日午後5時</p> <p>イ 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 1部</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した委託契約を履行できると千葉県水道局柏井浄水場長が判断した入札者であつて、千葉県水道局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号)第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:Kashiwai Water Purification Plant Consignment for check duties of electric facilities</p> <p>(2) Time limit of tender:5:00 P.M., 8 October, 2008</p> <p>(3) Contact point for the notice:General Affairs Division, Kashiwai Water Purification Plant, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-0041 Japan TEL 043-259-5531</p>	<p>fication Plant, Chiba Prefectural Waterworks Bureau, 430 Kashiwai-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-0041 Japan TEL 043-259-5531</p> <p>発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 〇四三(一一三三) 一一五二</p> <p>定期購読申し込み先 〇四三(一一三三) 二六五八</p> <p>一部売り申し込み先</p>
---	---

第12334号

千葉県

購読料 月々 1部1箇月11〇〇〇円(送料を含む。)

本誌 1部 11〇〇円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

定期購読申し込み先

〇四三(一一三三) 一一五二

一部売り申し込み先

〇四三(一一三三) 二六五八